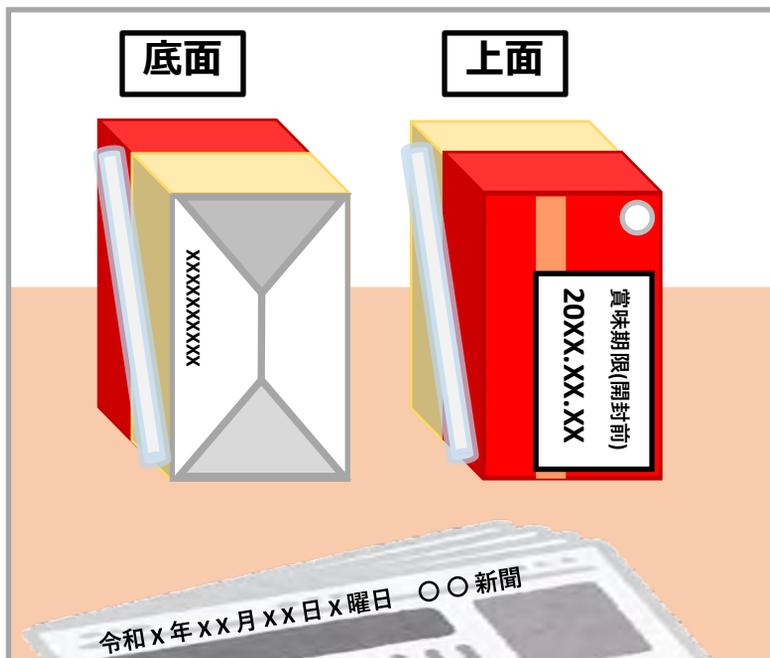
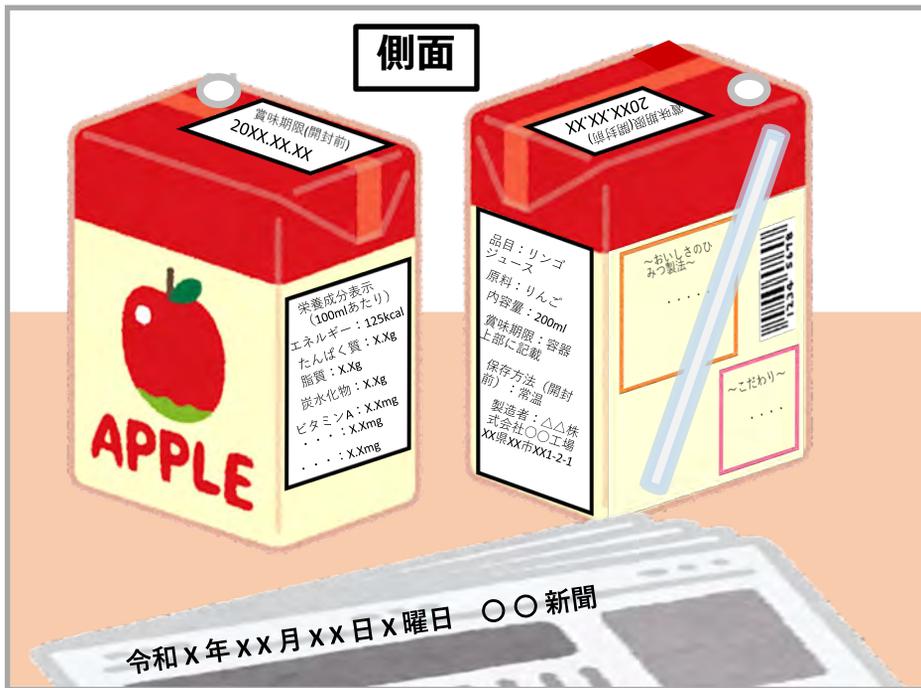


輸出する商品名ごとかつ製造所（製造所固有記号）  
ごとに商品の包装表示全体の内容が確認できること

近影写真  
の撮り方例

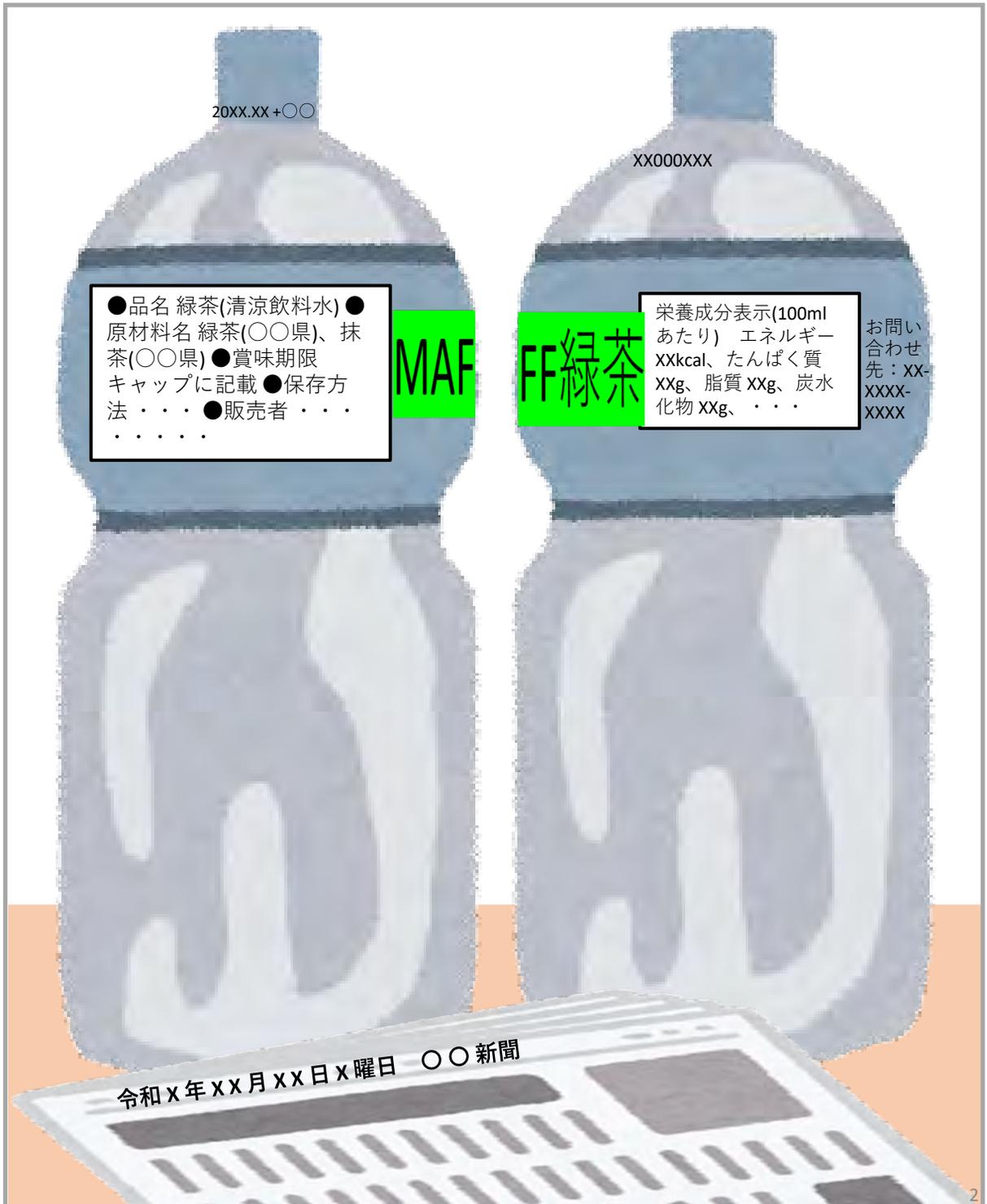
- ✓ **商品の記載内容の全体が分かる写真**が必要です（複数枚にわけて撮影可。複数枚の近影写真を撮影する場合、同じ日付の新聞を使用してください。）。
- ✓ **全ての写真について撮影日を明らかにする**必要があります。紙面名と発行日、紙面の一部が確認できるよう撮影してください。
- ✓ 商品の記載内容が輸出先国・地域の規制内容に抵触していないか確認してください。

例1 紙パック入り飲料や箱入り菓子等の場合の写真例



- ✓ ペットボトル入り飲料の場合、製造所固有記号がキャップ付近に印字されることが多いため、漏れの無いよう撮影してください。

※消費者庁データベース (<https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cksc01/>) で製造所がどこに所在するか確認してください。



例3 缶入り飲料の場合の写真例

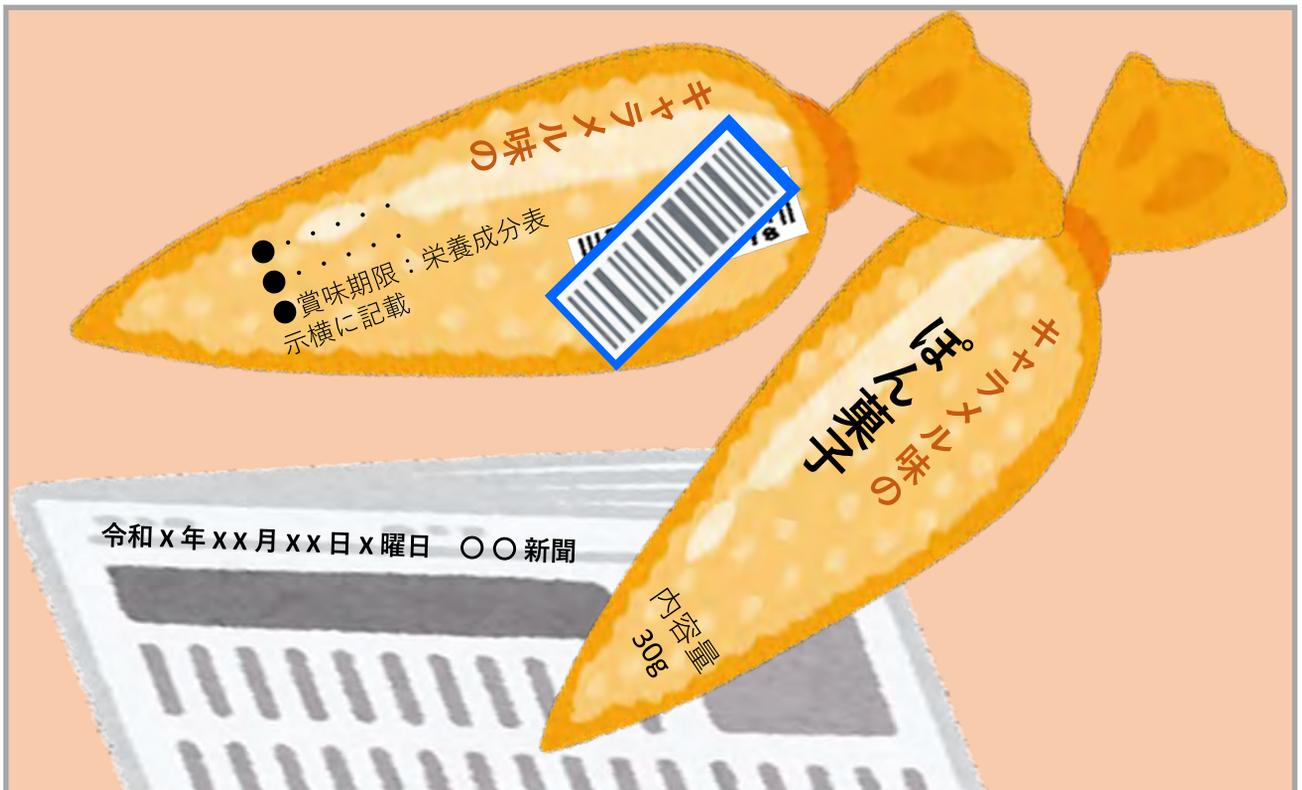
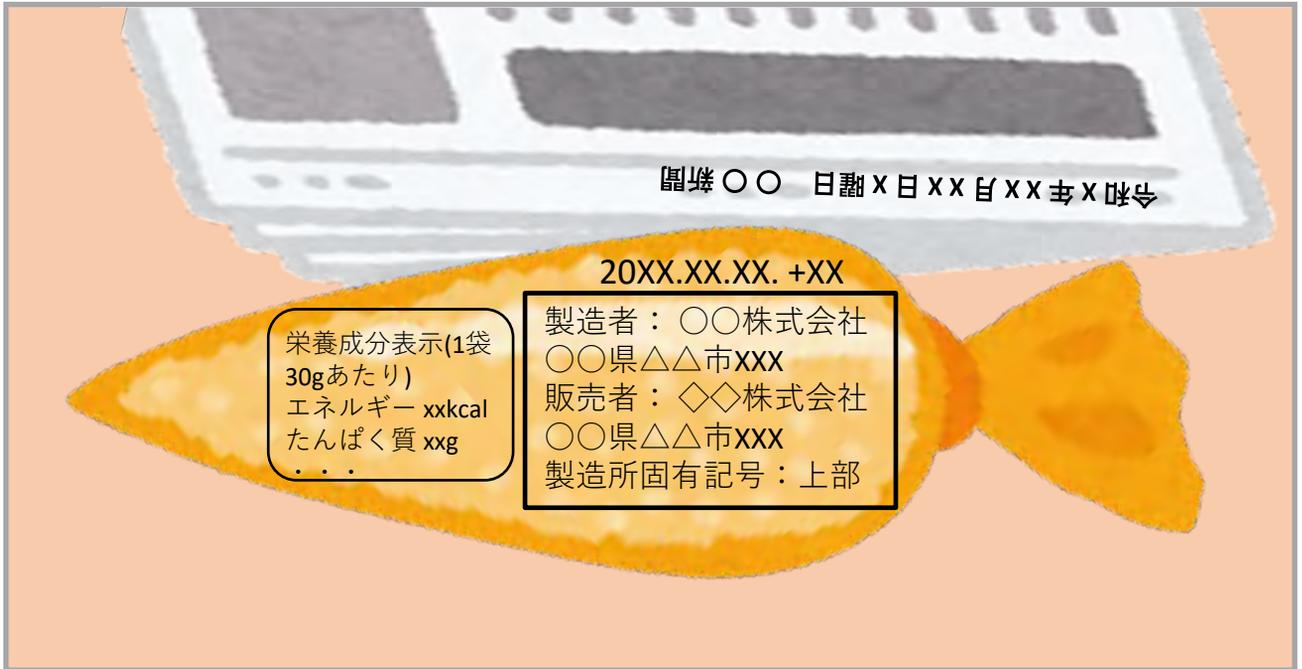
- ✓ 缶製品の場合、賞味期限や製造所記号が缶底に印字されることが多いため、漏れのないうように撮影してください。



注) 缶の底面を撮影する場合、少し斜めから撮影し、どの商品の一部かを確認できるように撮影してください。

例3 商品にシール等を貼る場合の写真例

- ✓ シールを貼付する場合、特に製造所に関する記載等、確認する表示内容が隠れないように貼付してください。



輸出する荷姿全体が確認できること  
(梱包総数が計算できる状態であること)

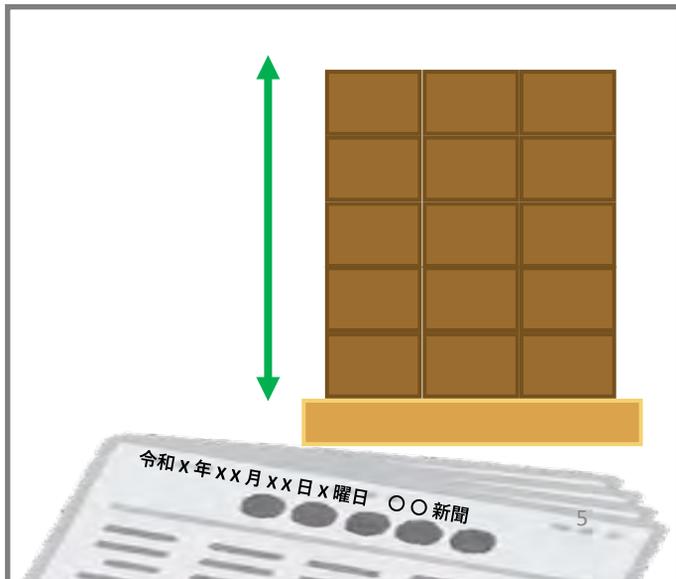
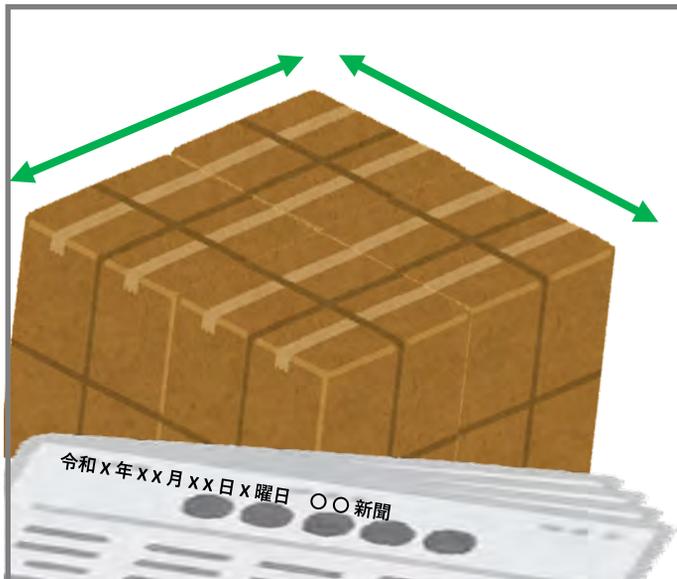
遠影写真  
の撮り方例

- ✓ 全体数量が確認できるよう（梱包総数が計算できるよう）に撮影してください。
- ✓ 外箱に商品名や製造所（製造所固有記号）、製造ロット番号等の情報が印字されている場合は、それらが写るように撮影してください。
- ✓ 数量が多い場合は、分割して撮影した写真も可能です。  
(複数方向から撮影した写真で、全体数量が確認できる必要。)

○ 1枚で収まる場合の例



○ 複数方向から撮影する場合の例



# 提出する写真として不適切な例

## 不適切な写真例

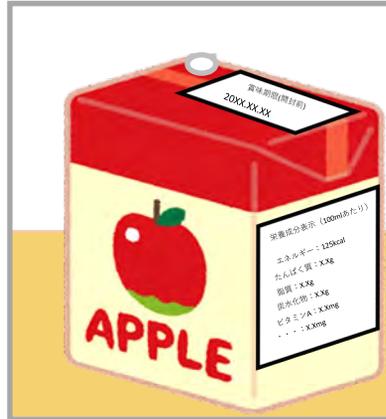
✓ 製造施設等の名称・所在地を確認する資料として、提出される商品写真について、内容確認ができない場合等は、資料として認められない場合があります。

✓ 適切な内容の写真となっているか、撮影時や申請時に確認をお願いします。

### (1) 撮影日が特定できない場合の写真例

○新聞と一緒に写っていない

○時間変更が容易なデジタル時計と一緒に撮影



### (2) 包装表示内容が確認できない場合の写真例

○画像が小さすぎる

○画質が悪い、焦点が合っていない、反射して見えない

○商品の一部分のみで、商品が特定できない



○製造地の記載がない（輸出専用品等）

○新聞等で隠れて写っていない



「申請に係る実際に輸出する食品等の実物の写真」の提出が必要です。

例えば、以下のような場合は**不適切な事例**となります。

- ・インターネットから取得した写真画像
- ・過去の申請に使用した写真（今回輸出する商品でない）

(3) 全数が確認できない場合の写真例

○ 1パレットあたりの数が不明



○パレット総数が不明

